

を実施する」(平成23年2月、警察庁)

14) 「公訴時効」はあっても捜査に時効はない
(三億円事件は1968年12月10日に発生。43年前。1975年
に公訴時効。民事時効は1988年。)

15) 菅家利和さんと被害者家族の思い(松田ひとみさん)

16) 1997年のDNA再鑑定の請求から2005年の公訴時効成立までの間に司法がDNA型再鑑定請求を認め、再審が行われていれば、その時点で菅家の無罪が確定し事件の再捜査も可能だった

17) 冤罪事件には時効で特例を設けるべき 社会正義の実現を
真犯人はどこかで市民生活を送っている 再犯の可能性も

14) 「オウム新法」の困難と実現(1999年)
冤罪事件が確定したケースの時効延長が必要

「法の厳格さだけでなく、常に国民の皆様の常識というものを忘れることなく」(大臣所信)

「無常観の政治化」(ジヤン・ポール・サルトル)の克服を

第254条(時効の停止) 時効は、当該事件についてした公訴の提起によってその進行を停止し、管轄又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。共犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を有する。この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

第255条(同前) 犯人が国外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかつた場合には、時効は、その国外にいる期間又は逃げ隠れている期間その進行を停止する。犯人が国外にいること又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかつたことの証明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。